

盛土規制法の規制事務開始に関するお知らせ

令和7年4月1日から規制事務を開始します

令和5年5月26日に、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。

岡山県内全域で、令和7年4月1日から盛土規制法に基づく規制事務を開始します。

県内全域で規制区域を指定します

盛土規制法では、都道府県知事等(岡山県では県知事、岡山市長、倉敷市長)が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」として指定することとされています。岡山県では県内全域で、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を指定します。県の規制区域の案については、下記の県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/931547.html>

※岡山市・倉敷市の情報については、各市へお問い合わせください。



県ホームページ

規制区域指定日(令和7年4月1日)での主な変更点

規制区域の指定により、主に次の①から④の点が変更になります。

詳細については、下記の県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/945091.html>



県ホームページ

①一定規模以上の盛土等には許可又は届出が必要となります

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要です。宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時堆積についても許可・届出対象となります。

許可・届出が必要な工事や許可・届出書類については、県ホームページをご確認ください。

②規制区域指定日をまたぐ工事は手続きが必要となる場合があります

盛土規制法の規制区域指定日をまたぐ工事については、指定日時点の許可取得状況や工事着手状況によって必要な手続きが異なり、再度許可申請や届出等が必要となる場合があります。具体的な取扱いについては、県ホームページをご確認ください。

③規制区域指定日時点で工事中の一定規模以上の盛土等は届出が必要です

一定規模以上の盛土等について、規制区域指定日(令和7年4月1日)時点で工事中のものは、指定日から21日以内(令和7年4月22日)までに届出が必要となります。

届出が必要な工事や届出書類については、県ホームページをご確認ください。

④都市計画法(開発許可)の手続きや運用も変わります

盛土規制法の許可が必要なもので、都市計画法(開発許可)による許可を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。その他、盛土規制法の規制事務開始にあわせ、都市計画法(開発許可)の手続きや運用が変更になります。

手続きや運用の変更点については、県ホームページをご確認ください。

事業者向け説明会を開催します

令和7年4月1日からの盛土規制法の規制事務開始に向けて、岡山県内の3つの会場で、申請書等の(代理)作成者や、建設業・コンサル業など盛土等の工事や設計に携わる事業者等を対象とした「盛土規制法に関する事業者向け説明会」を開催します。

説明会の申込受付は令和6年12月18日(水)から開始します。参加を希望される方は電子申請サービスで申込を行ってください。

申込先のURLは下記の県ホームページへ掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/945285.html>

※下記申込手續欄のQRコードからも申込が可能です。



県ホームページ

対象	申請書等の(代理)作成者、建設業やコンサル業など盛土等の工事や設計に携わる事業者等		
内容	盛土規制法の概要、令和7年度から開始する規制内容、設計や工事の基準、申請に関する手続き等 ※各会場とも午前の部と午後の部の説明内容は同じです。 各会場の午前の部・午後の部のいずれかへの参加をお願いします。		
参加費	無料		
注意事項	同じ会場の申込にあたり、同一のメールアドレスで複数名を申し込むことはできません。 各会場とも定員に達し次第、申込を締め切らせていただきます。 各会場とも駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。 当日は、説明会の30分前から受付を開始します。		
会場	岡山会場	倉敷会場	津山会場
日時	令和7年1月30日(木) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00 ※午前・午後の内容は同じです	令和7年2月4日(火) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00 ※午前・午後の内容は同じです	令和7年1月27日(月) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00 ※午前・午後の内容は同じです
場所	おかやま西川原プラザ大会議室B (岡山県岡山市中区西川原255)	倉敷市民会館大会議室 (岡山県倉敷市本町17-1)	津山市役所大会議室 (岡山県津山市山北520)
定員	午前の部:153名 午後の部:153名	午前の部:170名 午後の部:170名	午前の部:80名 午後の部:80名
駐車場	無料 (駐車券を持参頂き、事務局にて無料処理を行った場合は無料になります。)	有料 (施設の駐車場は有料です。満車の場合は、近隣の駐車場をご利用ください)	無料
申込手續	電子申請サービスによる申込 (令和6年12月18日から申込開始) (申込先QRコード) 	電子申請サービスによる申込 (令和6年12月18日から申込開始) (申込先QRコード) 	電子申請サービスによる申込 (令和6年12月18日から申込開始) (申込先QRコード) 
申込締切日	令和7年1月29日(水) 15:00まで	令和7年2月3日(月) 15:00まで	令和7年1月24日(金) 15:00まで

問合せ先等

- その他の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。
手続き・様式・手数料や技術基準等について、準備が出来次第、随時掲載します。

【<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>】

<お問い合わせ先>

岡山県土木部都市局建築指導課 ※窓口へお越しになる場合は、あらかじめ電話にて予約をお願いします。

盛土対策班 TEL:086-226-7868 Mail: kenmorido@pref.okayama.lg.jp



県ホームページ
盛土規制法